

令和5年度外国人介護人材日本語・介護技術学習支援事業実施業務委託仕様書

この仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が受注者に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の名称

令和5年度外国人介護人材日本語・介護技術学習支援事業実施業務

2 委託期間

令和5年4月3日から令和6年3月15日まで

3 委託業務の目的

外国人介護人材の日本語能力及び介護の知識・技術の向上を促進し、介護福祉士国家資格の取得を支援するため、外国人介護人材に対する日本語・介護技術講座を開講することにより、介護現場における外国人介護人材の円滑な就労や定着を図る。

4 業務内容

(1) 概要

受託者は、講座を企画・運営する。

- イ 研修カリキュラムの策定
- ロ シラバスの策定（研修の到達目標や内容、講師・教材等の選定等）
- ハ 研修の回数、日程、研修会場等の設定・確保
- ニ 研修で使用する補助資料、アンケート等の作成
- ホ 受講者の募集に関する広告の企画、実施、受講申込の受付
- ヘ 研修当日の運営
- ト 随時の質疑受付や講座のフォローアップ体制の設置
- チ アンケート等の実施、とりまとめ
- リ 研修実施後の実績報告書の作成
- ヌ その他研修の実施上必要な事項

(2) 業務内容

受託者は、次のとおり研修を実施すること。

- イ 研修対象者
県内の介護サービス事業所・介護施設において従事する外国出身の介護職員、又は、従事予定の外国人。ただし、(2)ハ②における「介護に関する日本語コース」については、県内の介護サービス事業所・介護施設において従事する技能実習生又は特定技能1号外国人に限る。
- ロ 講座の実施方法
県内1か所以上において、受講者の利便性に配慮した会場を選定し実施すること。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、県と協議の上、インターネットを

用いたオンライン講座による実施等を行うこと。なお、講座を動画に記録し配布する等、リアルタイムでは受講できない受講者にも配慮すること。

ハ コース及びクラスの設定について

講座は2コース設置することとし、原則としてそれぞれ受講者の受講目的や日本語能力の習得レベルに応じて以下のとおりクラス分けすること。(なお、①については2クラス、②については1クラスの設置を想定するもの。)

①介護福祉士国家試験対策コース（座学のみ）

- ・初級クラス（基礎知識の解説中心）

国家試験を受験したいが漢字の意味や介護の基礎知識がない方向け

- ・上級クラス

基礎知識は習得しているが、問題の読解方法や苦手分野の理解に苦慮している方向け

②介護に関する日本語コース（座学・実技）

介護職として既に従事している技能実習生又は特定技能1号外国人向け

ニ 実施回数及び定員

実施回数

介護福祉士国家試験対策コース：全30回程度

介護に関する日本語コース：全30回程度

定員

各クラス20名程度とする。

ホ 研修内容

（2）ハ②における「介護に関する日本語コース」については、講義（座学）だけではなく原則演習を含むものとし、本演習部分については、原則、介護職員初任者研修を参考に、介護現場で必要とされる基本レベルに到達するための研修内容とすること。また、研修の他に、国による介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ等の既存の学習ツールを適切に活用すること。

受講者の日本語能力や介護に関する知識の習得レベルに応じたグループ分けによる学習指導の実施や、必要に応じて補助指導員を配置する等の配慮を行うこと。

クラス毎に到達目標を設定し、到達度について講座の終了後に報告を行うものとする。

なお、研修科目については、表を基準として実施することとするが、研修対象者の介護及び日本語の習得状況やニーズを踏まえ、必要に応じて変更して実施することができることとする。

(表)

| 科目名（仮） |
|-------------|
| 介護の基本 |
| コミュニケーション技術 |
| 移動の介護 |
| 食事の介護 |
| 衣服の着脱の介護 |
| 排泄の介護 |
| 入浴の介護 |
| 文化の理解 |

| |
|--------|
| 介護の日本語 |
| 認知症の理解 |

へ 研修講師

講師は、各科目、日本語指導歴や介護に関する日本語に精通した者を、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定することとし、3年以上の実務経験を有する者が望ましい。

「文化の理解」及び「介護の日本語」を除く科目については、「宮城県介護員養成研修事業実施要綱 別紙5」を参考に選定すること。

ト 研修成果等の確認

研修成果を把握するため、シラバスにおいて研修の到達目標や習得する技能等を示した上で、研修の開始時と終了時にテスト等を実施すること。また、介護福祉士国家試験対策コース上級クラスの受講生へは、原則として最低1度は模擬試験を受講させること。

チ 修了証明書の交付等

一定の条件を満たす受講者に対しては、修了証明書を発行すること。なお、当該「一定の条件」及び修了証明書の様式については、県と協議の上、別途設定すること。

リ 県への報告

研修の実施状況について、月末時点の状況を速やかに県に報告すること。

ヌ その他

企画・広報・運営等に係る詳細については、県と協議の上、進めること。

5 報告書の作成

受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を発注者に提出すること。

イ 受講者への配布資料

ロ 受講者一覧表

ハ 到達度及びアンケートの分析結果

6 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

7 成果物の提出

受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物（紙媒体1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚）を発注者に引き渡すこと。

8 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象事業として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。

したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。